



清水 香 Shimizu Kaori ファイナンシャルプランナー、社会福祉士

家計の危機管理の観点から社会保障や福祉、民間資源を踏まえた生活設計アドバイスを行う。
財務省「地震保険制度等研究会」委員。日本災害復興学会会員

近年、地震による被害が各地で発生しており、被災は他人事ではありません。地震に備える保険の概要と、契約するとき、保険金を請求するときの注意点について確認します。

官民一体で運営 非営利の地震保険

自然災害や偶然の事故などで住宅や家財が損害を受けたときは、火災保険で補償されます。ただし地震や津波、噴火による損害は例外で、これらが原因で生じた損害は、火災保険では補償されません。そこで、火災保険に地震保険を付帯して補償を受けます。

風水害の到来はある程度の予測が可能ですが、地震はいつ、どこで、どの規模で発生するかが予測が難しいため、地震は過去の発生確率から保険料を算出する保険になじみにくい災害です。しかも巨大地震により甚大な被害が生じ、巨額の保険金の支払いが発生する可能性もあることから、損害保険会社(以下、損保会社)が単体で地震保険を運営することは困難です。そのため、地震保険は地震保険に関する法律に基づく、官民一体で運営される非営利の保険制度として、1966年に成立しました。

官民一体での運営とは以下のようなものです。私たちが支払った保険料は、経費を除き官民それぞれで積み立てられており、被害を受けた契約者

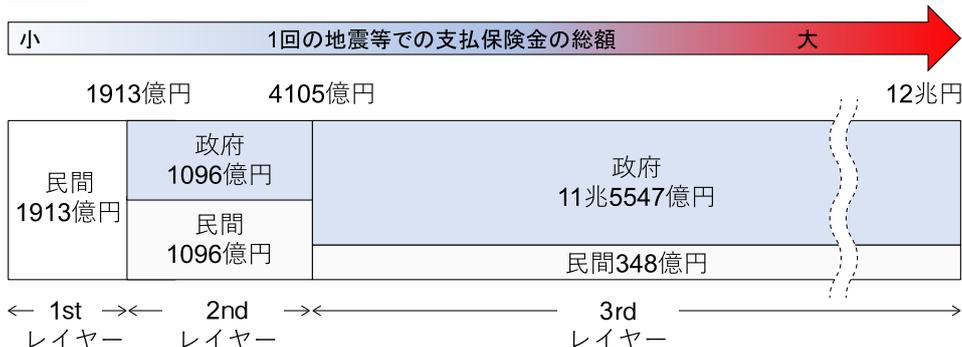
の保険金はその積立金から支払われます。1回の地震で支払われる保険金の限度額は12兆円で、支払保険金の規模に応じて官民それぞれの負担が定められています。積立金を超える保険金支払いが生じる場合は、政府が一旦立て替えて保険金を支払います(のちに保険料で政府に返戻)。東日本大震災で支払われた地震保険金は約1兆3千億円(2025年3月末時点)ですから、相当規模の地震損害にも耐え得る内容で設計されているといえます(図表1)。

一般の保険とは 異なる特徴を押さえる

それでも、想定を超える被害が起こることも考えられます。そこで地震保険には、一般の保険とは異なる契約の制限や特徴があります。

まず、地震保険は被災者の生活再建を支えるために設けられた制度ですから、住宅と生活用家財のみを補償対象としています。オフィスや店舗などの事業用物件や、貴金属や書画・骨董品などのぜいたく品は対象外です。なお、リスクの高い立地や古い住宅でも契約は拒絶されず、条

図表1 政府と保険会社の保険金支払い責任の構造 (2025年4月2日以降)



※日本地震再保険株式会社「日本地震再保険の現状2025」(2025年7月)より筆者作成

件が同じならどの損保会社で加入しても補償内容や保険料は変わりません。

制度の持続性を維持するため、契約には制限もあります。契約金額は最大でも火災保険金額の30～50%の範囲、かつ住宅5000万円、家財1000万円と上限が設けられています(図表2)。

なお、火災保険と異なり、地震保険は修理費や住宅再建費用がまるまる支払われる仕組みではありません。受けた損害は「全損・大半損・小半損・一部損」の4区分のいずれかに当てはめられて保険金が支払われます。このように損害調査を簡素化しているのは、いち早く保険金を支払えるようにするためです(図表3)。

受け取れる地震保険金に上限があり、かつおまかな金額での支払いになるとはいえ、地震保険金は生活基盤を失う深刻な事態下で支払われるお金ですから、生活再建の有力な支えになります。

💡 住宅ローン返済中の世帯は要注意

住宅が深刻な被害を受けたときは公的支援も

あります。ただし、それだけで生活を立て直すことが難しい現実もあります。

例えば、住宅についての主な被災者支援に以下の制度があります。住宅が全壊等の被害を受けたときの被災者生活再建支援金は最大300万円、損壊した住宅を急ぎ修理して住み続けるための災害救助法に基づく住宅の応急修理は最大73万9000円です。これらはおおむね深刻な被害を受けた世帯が対象ですが、住宅再建や修繕には心もとないと言わざるを得ません。とりわけ住宅ローン返済中の世帯は、住宅を失いローンが残る事態も考えられることから、地震保険の必要性がより高くなります(図表4)。

💡 政府関与のない地震補償は保険料が高い

地震補償を手厚くしたい場合、地震保険と合計で火災保険と最大で同額まで補償される火災保険の特約を付帯する、あるいは単独で契約ができる少額短期保険の地震補償に加入する方法があります。ただし、これらはいずれも営利目的

図表2 地震保険の加入要件

※地震保険普通保険約款より筆者作成

建物		家財
火災保険金額の30～50%かつ5000万円まで	保険金額の上限額	火災保険金額の30～50%かつ1000万円まで
○ 居住用建物 × 工場・事務所専用の建物など住居として使用されない建物	対象になるもの ならないもの	○ 生活用家財 × 1個または1組の価値が30万円を超える貴金属や骨董品など。通貨や有価証券、自動車も対象外

図表3 保険金を早く支払うための「4区分」

※地震保険普通保険約款より筆者作成

	【建物】 主要構造部(※)の損害額	【家財】 損害額の総額	支払われる保険金
全損	50%以上	80%以上	契約金額の100%
大半損	40%～50%未満	60～80%未満	契約金額の60%
小半損	20%～40%未満	30～60%未満	契約金額の30%
一部損	3～20%未満の損害	10～30%未満	契約金額の5%

※主要構造部：構造耐力上主要な部分をいい、基礎、基礎ぐい、壁、柱、小屋組、土台、斜材、床版、屋根版または横架材で、建築物の自重もしくは積載荷重、積雪荷重、風圧、土圧もしくは水圧または地震その他の震動もしくは衝撃を支えるもの

図表4 住宅に係る公的支援と地震保険

©2025 Kaori Shimizu

住宅の損壊具合	全壊 (50%以上の損害)	大規模半壊 (40%台の損害)	中規模半壊 (30%台の損害)	半壊 (20%台の損害)	準半壊 (10%台の損害)	準半壊に至らない 「一部損壊」 (10%未満の損害)
住宅の応急修理 <災害救助法> (最大 73.9 万円)	△ (※1)	○	△ (※2)	△ (※2)	△ (※2)	×
被災者生活 再建支援制度 (最大 300 万円)	○	○	△ (※3)	×	×	×
地震保険	全損 (50%以上の損害)	大半損 (40～50%未満の損害)	小半損 (20～40%未満の損害)		一部損 (3～20%未満の損害)	

地震保険では、建物については主要構造部の損害をカウントし、4区分の損害認定区分となる。建物全体の損害をみる罹災証明書とは損害認定基準が異なるため、「全壊＝全損」ではない。(※1) 応急修理で居住可能な場合が対象 (※2) 被災者の申出による資力等を勘案して給付の可否が判断される (※3) 加算支援金のみ (※4) 住宅解体時は対象になる

の保険ですから、非営利の地震保険料と比較すると、保険料はかなり高くなります。

💡 地震被害を受けたら まず損害保険会社に連絡

地震で住宅や家財に被害を受けたら、まずは地震保険を契約している損害保険会社に連絡します。連絡先は保険証券やお知らせはがき等で確認できます。電話のほか、ネットやアプリ(メッセージアプリを含む)などを用いて連絡することもできるので、平时に確認しておくといでしょう。

なお、保険証券を滅失・紛失しても保険金は請求できます。契約先や契約の有無が分からなければ、一般社団法人日本損害保険協会の「自然災害等損保契約照会制度」を利用しましょう。契約の有無や契約先が確認できます。原則として災害救助法が適用された市区町村に住む被災者、およびその親族(配偶者・親・子・兄弟姉妹)の個人契約が対象です。

💡 損害保険会社による 訪問調査が行われる

契約者からの連絡を受けた損保会社は、原則として専門知識を持つ調査員の訪問による立会調査を行い、損害区分に応じた保険金が決定さ

れます。調査結果に納得できたら速やかに保険金の請求手続きをしましょう。保険金の請求期限は被害発生の翌日から3年で時効にかかります。損害状況によりますが、保険金の入金は立会調査から2週間程度です。

損保会社から提示された損害区分に納得がいかないときは、具体的な証拠をもとに損保会社に相談しましょう。内容により再調査が行われる場合もあります。

💡 突然現れる訪問住宅業者に注意

保険金請求の手続きは契約者自身でできます。手数料も不要で難しくありません。

ところが「保険金請求はプロでないと難しい」「保険金請求サポートを受ければ平均100万円の保険金を受け取れる」などと勧誘する訪問業者が突然現れることがあります。勧誘され契約したところ、保険金の3割の手数料を請求された、解約を申し出ると違約金として保険金の5割を支払うように求められたなどのトラブルが多数発生しています。

しかし、このような手数料を請求されては、肝心の住宅修理ができなくなります。さらに悪質なケースでは、損保会社にウソを言って保険金請求をしようと契約者をそそのかすケースもみられますが、これは保険金をだまし取ろうとす

る「保険金詐欺」にほかなりません。保険金を請求した契約者が詐欺罪に問われ、刑事罰に処されるおそれもあることから、安易な契約は禁物です。

💡トラブルに巻き込まれたときの相談先

訪問業者が現れてもまず応じないことですが、やむなくトラブルに巻き込まれたときは、消費者庁の「消費者ホットライン188(いやや!)」に相談しましょう。近くの消費生活相談窓口を案内され、消費生活相談員に相談することができます。契約を結んでしまった後でも、一定条件のもと、クーリング・オフを利用して契約を取り消せる場合があります。

また、(一社)日本損害保険協会では、増加する災害に便乗した保険トラブル防止を目的とした「保険金に関する災害便乗商法相談ダイヤル」を設けています。災害便乗商法では保険金の不正請求トラブルも起きており、それらの通報窓口も設けられています。匿名でも通報できるので、不正請求などを耳にしたら、ためらわずに連絡しましょう(図表5)。

💡保険料負担は増加傾向

2013年以降、地震保険料率は引き上げが続きました。その背景には、文部科学省に設置され

ている地震調査研究推進本部が予測する地震発生リスクの高まりがあります。

また、火災保険も、風水害による被害が各地相次いでいることから、火災保険料率が近年、複数回にわたり引き上げられてきました。さらに、気候変動の影響から長期契約の保険料率算出が難しくなりました。そのため、大きな保険料割引が享受できた長期契約はできなくなり、火災保険期間は現在、最長5年となっています。

このように、火災保険料率の上昇、保険期間の短縮に加え、昨今の建築費の上昇で保険金額の引き上げが必要にもなっています。そのため、火災保険と地震保険を合わせた保険料負担が重くなる契約者は今後増える見通しです。

しかし、保険料が上がるということは、被害を受けるリスクも増していることを意味します。地震保険は生活基盤を失うリスクを回避するための有力な手段です。保険料を抑えるために、必要な補償まで削ることは回避すべきでしょう。

物価高が続くなかでの保険料負担の増加は厳しいものですが、保険料の支払い方を変えると保険料を抑えられることがあるので、複数の見積もりを取ってみましょう。保険期間を1年ではなく5年にする、保険料をまとめて支払うなどの方法があります。また、保険料を月払いにして負担を平準化するのも、確実に保険を続けるためのひとつの方法と言えます。

図表5 保険金請求サポート業者などで困ったときの相談先

©2025 Kaori Shimizu

「消費者ホットライン188(いやや!)」 消費者庁	「保険金に関する災害便乗商法 相談ダイヤル」 (一社)日本損害保険協会	「保険金不正請求ホットライン」 (一社)日本損害保険協会
「188」とダイヤル、郵便番号等を入力すると、身近な消費生活相談窓口の案内を受けられる	「保険申請サポート業者から勧誘を受けた」「保険申請サポート業者との契約を解除したい」等で困っているとき相談が受けられる	組織・個人による損害保険契約の保険金の不正請求、そのおそれがある事実を知ったときの通報窓口。不正かどうか判断に迷うケースや匿名での通報も受け付ける
188(全国共通3ケタ) ナビダイヤル 受付時間: 年末年始を除く 原則毎日利用可能 ※受付曜日・時間は窓口により異なる	0120-309-444 (さあ連絡しよう) 受付時間: 平日9:00~17:00 (12:00~13:00除く)	0120-271-824 受付時間: 平日9:00~17:00 (12:00~13:00除く) ※インターネット受付も可能